

2026年4月

保護者各位

明治学院中学校  
校長 大西 哲也

## 中学校の授業料等軽減制度について

本校では、生徒が安心して学業を継続できるよう、独自の軽減制度や奨学金制度を設けております。下記の通り概要をご案内いたしますので、必要に応じて各種お手続きをいただきますようお願い申し上げます。

### 1. 明治学院中学校授業料等軽減制度

年度途中において生じた経済的理由により生徒の学業継続が困難となった場合に保護者の負担を軽減することを目的とする本校独自の軽減制度です。

主たる生計を支えている家族が、①死亡、②疾病・障害等による長期入院、③倒産・失業、④その他のいずれかに該当し、年度途中に収入の道が断たれるか、減収となった時に申請できます。

軽減金額：当該年度の授業料・施設費・教育維持費の合計額の半額を上限とします（年度途中の場合は対象月以降の半額が上限）

申請時期：6月中旬まで（\*詳細は5月にBLEND（学校連絡用システム）および本校HPにてお知らせいたします）

支給時期：決定後、9月・2月の2回に分けて学費口座へ振込

### 2. 私立中学校等授業料軽減助成制度（東京都の制度）

都内にお住まいで、私立中学校に通う生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、東京都が授業料の一部を助成する制度です。

給付金額：年額10万円

給付要件：東京都在住者（所得制限なし）

申請時期：9月頃（8月以降に詳細を東京都在住者へ配信予定）

支給時期：12月末頃

\*詳しくは、公益財団法人東京都私学財団HPをご確認ください。

東京都私学財団HP <https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

HOME > 都民・保護者の皆様へ > 私立中学校等授業料軽減助成金



（裏面に続く）

### 3. 明治学院中学校・東村山高等学校同窓会奨学金

明治学院中学校に在籍する中学2年生および中学3年生の内、前年度の学業成績が上位であった者で、人物評価が良好な者に対し、奨学金を給付する制度です。

給付金額：年額 20 万円

選考時期：6 月頃

支給時期：10 月頃、学費口座へ振込

### 4. 明治学院東村山高等学校特別奨学金

中学3年間の学業成績・人物評価が共に優秀で、明治学院東村山高等学校へ移行進学する者に対し、奨学金を給付する制度です。

給付金額：明治学院東村山高等学校1年次の授業料半額相当額

給付期間：高校入学後1年間

支給時期：各学期末に該当月額分を学費口座へ振込み

### 5. 明治学院ぶどうの木奨学金（キリスト教会牧師が扶養する子への奨学金）

明治学院に学ぶ、キリスト教会牧師が扶養する子の学業奨励、および建学の精神にふさわしい人物の育成に資することを目的とした奨学金です。

給付金額：年額 30 万円を目安とする

申請時期：4 月中旬まで（事務室で申請書類を配布）

支給時期：6 月下旬および 12 月下旬（予定）に学費口座へ振込

\*詳しくは、「学校法人明治学院」の HP をご確認ください。

<https://meijigakuin.jp/christianity/scholarship/>



各種お手続きにつきましては、申請期限を厳守の上、完了いただきますようお願いいたします。

内容確認のため、事務室より個別にご連絡を差し上げる場合がございます。

ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

明治学院中学校 事務室：高見・根岸

(042-391-2142)